

「短期入所生活介護サービス」 (ショートステイ)

〈サービス利用料金 (1日あたり)〉

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	基本単価(個室・多床室共通)				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,361円	7,089円	7,859円	8,598円	9,326円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,724円	6,380円	7,073円	7,738円	8,393円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	637円	709円	786円	860円	933円

※事業所の体制、職員の配置状況及びサービスの種類により下記加算を請求します。	
・機能訓練体制加算	1日 126円 (自己負担13円)
・個別機能訓練加算	1日 590円 (自己負担59円)
・送迎加算	片道 1,941円 (自己負担195円)
・療養食加算	1食 84円 (自己負担9円)
・若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者様に対して個別に担当者を決めサービスを提供した場合。 1日 1,266円 (自己負担127円)
・医療連携強化加算	厚生労働大臣に定める状態にある利用者様に対してサービスを提供した場合。 1日 611円 (自己負担62円)
・生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	他のリハビリ実施事業所と連携して生活機能の改善を図った場合
・生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	
・認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	専門の職員が利用者様に認知症ケアを実施した場合
・認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	
・認知症行動・心理症状緊急 対応加算	医師が認知症の症状等により、在宅での生活が困難で緊急に短期入所を利用するのが必要だと判断して利用した場合 1日 2,110円 (自己負担211円)
・緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画にて計画的に行うこととなっていない利用者を受入れた場合 1日 949円 (自己負担95円)
・看護体制加算 (Ⅰ)	1日 42円 (自己負担5円)
・看護体制加算 (Ⅱ)	1日 84円 (自己負担9円)
・看護体制加算 (Ⅲ)	1日 126円 (自己負担13円)
・看護体制加算 (Ⅳ)	1日 242円 (自己負担25円)

・看取り連携体制加算	1日 675円（自己負担68円）
・夜勤職員配置加算	1日 137円（自己負担14円）
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月 105円（自己負担11円）
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日 232円（自己負担24円）
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日 189円（自己負担19円）
・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日 63円（自己負担7円）
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額の14.0%を乗じた金額

注）上記自己負担額は一割相当分で記載しておりますが、一般世帯並収入の方は2割あるいは3割相当分の自己負担となります。

介護報酬に係る自己負担金及び利用料金表

費用	金額等	〆切日・徴収日	備考
介護費	※1 1割 2割・3割	月末〆切 翌月26日徴収	介護度認定で認定された介護度による報酬額上の一割を徴収させていただきます ※1 一般世帯並み収入の方は2割あるいは3割
食費	1,445円/日	月末〆切 翌月26日徴収	食材料費、調理委託管理費、調理員の人件費として徴収させていただきます。入所日及び、退所日は1食ごとのご請求とさせていただきます。 入所期間中に外出され、欠食された場合はその限りではなく、1日分の食費の請求をさせていただきます。
(内訳) 朝食	315円		
昼食・おやつ	710円		
夕食	420円		
居住費	915円/日(多床室) 1,231円/日(個室)	月末〆切 翌月26日徴収	室料・光熱水費
理美容費	実費(消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	各個人の希望でご利用された時の理美容代
行事・レクリエーション・クラブ活動費	実費(消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	各個人の希望で参加される遠足、ドライブ、観劇、クラブ活動等の実費相当分を徴収させていただきます。
健康管理費	実費(消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	健康診断費、予防接種費等
日用品費	実費(消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	嗜好品、洗面具、化粧品、衣類、日用品等
喫茶、売店	実費(消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	喫茶、売店等
家族交流費	実費(消費税込み)	月末〆切 翌月26日徴収	文化会、敬老会、納涼会等
テレビレンタル費	50円/日	月末〆切 翌月26日徴収	各個人のご希望でレンタルされた場合に費用を徴収させていただきます。 ※台数に限りがございますのでご利用いただけない場合がございます。
エンゼルケア費	20,000円	月末〆切 翌月26日徴収	死亡診断書、死後の処置代、浴衣等
キャンセル料	備考を適用	月末〆切 翌月26日徴収	利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日又は当日になって利用の中止の申し出をされた場合、原則無料とさせていただきますが、故意により不利益を発生させた場合は取消料として自己負担額の50%もしくは全額をお支払いいただく場合があります。但し、体調不良等の正当な理由がある場合には、徴収しません。

令和6年8月1日より 改定

(注) ※1 は、介護保険制度で定められたものです。
その他、複写物は1枚10円頂きます。上記以外で費用を必要とする事態が発生した場合、実費相当分徴収させていただきます。

居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合には、施設利用の居住費・食費の負担が、以下のように軽減されます。

各市町村に申請をして、介護保険負担限度額認定証を発行してもらう必要があります。

ショートステイ

区分	要件	居住費		食費
		個室	多床室	
利用者負担 第1段階	生活保護受給者 または 老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税であって、かつ、預金残高が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下の方	380円/日	0円/日	300円/日
利用者負担 第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 かつ、預金残高が単身で650万円以下、夫婦で1650万円以下の方	480円/日	430円/日	600円/日
利用者負担 第3-1段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 かつ、預金残高が単身で550万円以下、夫婦で1550万円以下の方	880円/日	430円/日	1,000円/日
利用者負担 第3-2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 かつ、預金残高が単身で500万円以下、夫婦で1500万円以下の方	880円/日	430円/日	1,300円/日
利用者負担 第4段階	上記以外の方	1,231円/日	915円/日	1,445円/日

令和6年8月1日より改定